

－ 国民健康保険に加入されている皆さんへ －

70歳～74歳の窓口負担が見直されました

☆見直しの趣旨

70歳～74歳の方の窓口負担は法律上2割ですが、これまで特例措置で1割とされてきました。この負担割合が平成26年4月1日から次のように一部見直されました。

見直しに当たっては、生活に大きな影響が生じることのないよう、平成26年4月2日以降70歳の誕生日を迎える方から段階的に実施されることとなりました。



☆見直しの内容

70歳の誕生日	負担割合	福祉医療（村単独）補助率
平成26年4月2日以降 (昭和19年4月2日以降生まれ)	2割 (70歳の誕生月の翌月から。ただし、1日生まれはその月から。)	6割 (新規)
平成26年4月1日以前 (昭和19年4月1日以前生まれ)	1割（これまで通り）	3割 (これまで通り)

○一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

詳しくは役場福祉課住民係（本庁窓口）までお問い合わせください。

忘れずに届出を！

新生活が始まったり、環境が変わったりすることの多い時期です。下記のような場合、14日以内に役場窓口にて必ず手続きを行ってください。

	こんなとき	必要なもの
加入	職場の健康保険などをやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書、印鑑
	ほかの市区町村から転入したとき	他の市区町村の転出証明書、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者から外れたとき	被扶養者でない理由の証明書、印鑑
脱退	職場の健康保険などへ加入したとき	国保の保険証、健康保険の保険証、印鑑
	ほかの市区町村へ転出したとき	保険証、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者から外れたとき	健康保険の保険証、印鑑
他	修学のため、他の市区町村に住むとき	在学証明書、保険証、印鑑

➡加入の届出が遅れると、保険税の支払が届出をした日からではなく、資格を得た月までさかのぼることになります。また、保険証がない期間の医療費は、やむを得ない場合を除いて全額自己負担になります。

➡脱退の届出が遅れると、他の健康保険と保険税が二重払いになってしまうことがあります。また、資格のない保険証で診療を受けた場合、国保が負担した医療費は後で返還していただくことがあります。